

岩手県告示第 523 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 16 条第 4 項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成 20 年 7 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 夏川

2 指定区間

左岸 一関市花泉町油島字花欠 26 番地 1 地先（板用橋）から宮城県境まで